

会話傍受

考えられる制度の概要

犯罪に関連する会話がなされる可能性が高く、かつ、犯罪と無関係の私的な会話がなされる可能性が乏しい下記の場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。

- ① 振り込め詐欺等の拠点となっている事務所等
- ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
- ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物

【検討課題】

- 1 上記①から③までの各場面で行われる会話傍受の具体的なイメージ
- 2 権利制約を最小限にするための制度の在り方
 - 対象犯罪の限定、嫌疑の程度、捜査手法としての補充性等は、どの程度要求されるか。
 - 最小化（スポット傍受）の方法を必要とするか、具体的にどのように行うのか。
 - 傍受ができる期間をどの程度とするか。
- 3 傍受の実施の適正を担保するための方策
 - 会話傍受の実施の適正を担保するための方策として、どのようなものが考えられるか。具体的には、
 - ・ 立会い、封印等を必要とするか
 - ・ 令状提示を必要とするか
 - ・ 傍受ができる期間・時間の遵守をどのように担保するか
 - ・ 会話の当事者に対する事後通知を必要とするかなどについて、どのように考えるか。
- 4 その他
 - 上記①及び②に関し、傍受機器の設置又は取り外しのための立入りの法的根拠について、どのように考えるか（裁判所の発する別途の令状が必要か。）。